



# 島根県報

平成18年 7月14日 (金)  
第 1,794 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

告 示	
町及び字の区域の変更	(市 町 村 課) 1
災害援護資金に係る貸付金貸付要綱の一部改正	(地 域 福 祉 課) 2
生活保護法の規定による介護機関の指定	( " ) 2
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	( " ) 2
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課) 3
介護保険法の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	( " ) 3
障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定	(障 害 者 福 祉 課) 3
農地保有合理化事業規程の変更の承認	(農 業 経 営 課) 4
保安林の指定 ( 3 件 )	(森 林 整 備 課) 4
公有水面埋立ての免許	(漁 港 漁 場 整 備 課) 5
道路の供用開始	(道 路 維 持 課) 7
道路の位置の指定	(建 築 住 宅 課) 7
公 告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧	(環 境 生 活 総 務 課) 8
雑 報	
社団法人全国公営住宅火災共済機構の経営状況の公表	(建 築 住 宅 課) 8
正 誤	
平成18年 3月24日付け島根県報第1,762号中	(森 林 整 備 課) 9

## 告 示

### 島根県告示第749号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条第 1 項の規定により、出雲市長から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出があったので同条第 2 項の規定により告示する。

なお、この届出に係る町及び字の区域の変更の効力は、土地区画整理法 (昭和29年法律第119号) 第103条第 4 項の規定による換地処分公告があった日の翌日から生ずる。

平成18年 7月14日

島根県知事 澄 田 信 義

出雲市白枝町字壺丁田に編入する区域

町	字	地 番
白枝町		650の 5、679の 5、686の 6
	南芦田	559の 9

(ただし、上記地番は、平成18年1月23日現在のものである。)

島根県告示第750号

災害援護資金に係る貸付金貸付要綱(昭和58年島根県告示第1162号)の一部を次のように改正する。

平成18年7月14日

島根県知事 澄田信義

第8条第1項及び第2項中「3.6パーセント」を「3.4パーセント」に改める。

附則

この告示は、平成18年7月14日から施行し、平成18年度分の貸付金から適用する。

島根県告示第751号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成18年7月14日

島根県知事 澄田信義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
有限会社 杵柄	松江市上本庄町572番地3	居宅介護支援事業	きねづか居宅介護支援センター	松江市上本庄町572番地3	平成18年6月1日
有限会社 なかのオーリーブ堂	出雲市中野町876番地4	居宅療養管理指導	なかの薬局	出雲市中野町381-2	平成18年5月6日
有限会社 なかのオーリーブ堂	出雲市中野町876番地4	介護予防居宅療養管理指導	なかの薬局	出雲市中野町381-2	平成18年5月6日
医療法人社団 水澄み会	浜田市三隅町河内451-1	訪問看護	ナースステーションほほえみ	浜田市久代町1-7	平成18年6月13日
医療法人社団 水澄み会	浜田市三隅町河内451-1	介護予防訪問看護	ナースステーションほほえみ	浜田市久代町1-7	平成18年6月13日
株式会社 やつかの郷	松江市八束町二子1025番地9	認知症対応型共同生活介護	グループホーム やつかの郷	松江市八束町二子1025番地9	平成18年7月4日
株式会社 やつかの郷	松江市八束町二子1025番地9	介護予防認知症対応型共同生活介護	グループホーム やつかの郷	松江市八束町二子1025番地9	平成18年7月4日

島根県告示第752号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成18年7月14日

島根県知事 澄田信義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		廃止する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
ひかわ医療生活協同組合	簸川郡斐川町大字直江町4883番地 1	介護療養型医療施設	斐川生協病院 介護療養型医療施設	簸川郡斐川町大字直江町4883番地 1	平成17年 8月 1日
有限会社 なかのオーブ堂	出雲市中野町876番地 4	居宅療養管理指導	なかの薬局	出雲市中野町381 - 2	平成18年 5月 5日

島根県告示第753号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項及び第53条第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第 1 号及び第115条の 9 第 1 号の規定により告示する。

平成18年 7月14日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定年月日
社会福祉法人 おおつか福祉会	訪問介護	平田西デイサービスセンター訪問介護事業所	出雲市国富町57番地 1	平成18年 6月21日
	介護予防訪問介護			

島根県告示第754号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第53条第 1 項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の 9 第 1 号の規定により告示する。

平成18年 7月14日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定年月日
財団法人 しまね・さわやか生涯福祉センター	介護予防訪問介護	さわやか東部ライフサポートセンター	松江市御手船場町557番地 7 労働会館内	平成18年 7月 1日

島根県告示第755号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第 2 項に規定する指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第 1 号の規定により告示する。

平成18年 7月14日

島根県知事 澄 田 信 義

指定自立支援医療機関		自立支援医療 の種類	指定年月日
名 称	所 在 地		
金城沖田医院	浜田市金城町七条八393番地	精神通院医療	平成18年4月1日
調剤薬局くすりのファミリア浜田店	浜田市黒川町3733 - 35	精神通院医療	平成18年7月1日
みかわ調剤薬局	浜田市内村町772 - 2	精神通院医療	平成18年7月1日
タカサキ薬局周布店	浜田市治和町口518番地	精神通院医療	平成18年7月1日

島根県告示第756号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第1項の規定により、浜田市の次の事業に係る農地保有合理化事業規程の変更について承認したので、同条第2項において準用する同法第7条第5項の規定により告示する。

平成18年7月14日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 農地売買等事業
- 2 研修等事業

島根県告示第757号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成18年7月14日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林の所在場所  
浜田市弥栄町木都賀イ1468 - 3、イ1469、イ1475、イ2305、イ2308、イ2308 - 1、イ2311 - 2、イ2320続1、田野原344 - 1、398から400まで、401 - 1、401 - 2、838 - 1、838 - 2、839
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第758号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成18年7月14日

島根県知事 澄 田 信 義

## 1 保安林の所在場所

安来市伯太町安田関150内1、152から154まで、154続1、155 - 1、155続1、158、158内1、158内2、722、723 - 1から723 - 27まで、724 - 1から724 - 14まで、725 - 1から725 - 4まで、726

## 2 指定の目的

水源のかん養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 島根県告示第759号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成18年7月14日

島根県知事 澄 田 信 義

## 1 保安林の所在場所

大田市三瓶町池田字釜ヶ谷2800 - 1、字櫻岩2801

## 2 指定の目的

水源のかん養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 島根県告示第760号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定に基づき、次のとおり公有水面埋立てを免許したので、同法第11条の規定により告示する。

平成18年7月14日

島根県知事 澄 田 信 義

## 1 免許の年月日

平成18年7月5日

## 2 免許受人

松江市殿町1番地

島根県 代表者 島根県知事 澄田信義

3 埋立区域及び埋立に関する工事施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

区域 - A

隠岐郡西ノ島町大字浦郷字蛸崎218番5地先公有水面

区域 - B

隠岐郡西ノ島町大字浦郷字西ノサキ544番43地先公有水面

イ 区域

区域 - A

次の各点を順次結んだ線及び の地点と の地点を結ぶ秋分の満潮位(D.L.+0.47メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

の地点 隠岐郡西ノ島町大字浦郷内の「浦郷港弁天防波堤灯台」(北緯36度5分29.7秒、東経132度59分43.6秒、以下「原点」という)から33度56分38秒、52.83メートルの地点

の地点 の地点から339度58分12秒、1.67メートルの地点

の地点 の地点から67度14分53秒、3.10メートルの地点

の地点 の地点から337度14分16秒、40.25メートルの地点

の地点 の地点から247度14分53秒、3.10メートルの地点

の地点 の地点から337度7分59秒、0.25メートルの地点

の地点 の地点から292度32分35秒、0.23メートルの地点

の地点 の地点から22度30分43秒、3.10メートルの地点

の地点 の地点から292度30分29秒、43.47メートルの地点

の地点 の地点から22度31分14秒、0.40メートルの地点

の地点 の地点から14度42分11秒、3.67メートルの地点

の地点 の地点から16度50分8秒、20.04メートルの地点

区域 - B

次の各点を順次結んだ線及び の地点と の地点を結ぶ秋分の満潮位(D.L.+0.47メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

の地点 区域 - Aで定めた原点から343度54分43秒、116.64メートルの地点

の地点 の地点から178度43分12秒、2.95メートルの地点

の地点 の地点から90度56分51秒、1.15メートルの地点

の地点 の地点から112度23分29秒、3.34メートルの地点

の地点 の地点から16度50分9秒、12.42メートルの地点

の地点 の地点から287度3分25秒、0.09メートルの地点

ウ 面積

区域 - A 2,648.92平方メートル

区域 - B 11.11平方メートル

計 2,660.03平方メートル

(2) 埋立に関する工事の施行区域

ア 位置

隠岐郡西ノ島町大字浦郷字蛸崎218番5、同218番6(道路)地内及び字西ノサキ544番15、同544番36(道路)、同544番43地内並びに字蛸崎218番5から字西ノサキ544番43に至る地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次直線で結んだ線及び、Fの地点とAの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

Aの地点 埋立区域 - Aで定めた原点から26度26分38秒、25.36メートルの地点

Bの地点 Aの地点から309度52分15秒、100.71メートルの地点

Cの地点 Bの地点から23度15分56秒、63.50メートルの地点

Dの地点 Cの地点から108度15分57秒、83.50メートルの地点

Eの地点 Dの地点から136度40分11秒、11.41メートルの地点

Fの地点 Eの地点から157度 9 分46秒、66.98メートルの地点

ウ 面積

9,971.05平方メートル

4 埋立地の用途

埠頭用地(道路敷、岸壁敷、護岸敷、漁具保管施設用地)

島根県告示第761号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年 7月14日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	安来伯太日南線	安来市伯太町東母里75番5地先から同町日次518番2地先まで	メートル 2,250.00	平成18年 7月14日	松江県土整備事務所 広瀬土木事業所	

島根県告示第762号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の規定により告示する。

平成18年 7月14日

島根県知事 澄 田 信 義

1 道路の位置

江津市和木町532 - 19

2 道路の幅員

6.02メートル

3 道路の延長

48.14メートル

4 位置標示方法

別紙図面図示位置に、道路側溝、縁石ブロック及び金属鎮により標示する。

5 指定の年月日及び番号

平成18年 7月 5日 第 1号

備考

別紙図面は、浜田県土整備事務所及び江津市役所に備えて一般の縦覧に供する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年7月14日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成18年7月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 奥出雲交流

3 代表者の氏名

島 啓 司

4 主たる事務所の所在地

島根県仁多郡奥出雲町八川1535番地

5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民や奥出雲町を訪れる人達に対して、奥出雲町が持つ豊かな資源を活用した交流に関する事業を行い、まちづくりの推進と経済の活性化に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

雲南地区県政情報コーナー（雲南合同庁舎1階）

雑 報

地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第2項の規定により、社団法人全国公営住宅火災共済機構から平成17年度の経営状況について次のとおり通知があったので、同法同条第3項の規定により公表する。

平成18年7月14日

島根県知事 澄 田 信 義

1 事業実績

加入都道府県市区町村会員数

764

加入戸数

831,881戸

共済委託契約金額

6,813,714,315,000円

火災共済掛金

1,129,150,667円

被災戸数

315戸

火災共済給付金

229,748,588円

特定給付金

15,092,093円



復興建築助成戸数	164戸
復興建築助成金	47,446,262円
住宅防火施設整備補助会員数	61
住宅防火施設整備補助金	29,026,500円
住宅災害見舞戸数	2,324戸
住宅災害見舞金	34,501,000円

2 収支計算

(1) 収入

火災共済掛金収入	1,129,150,667円
建物管理の部収入	44,053,468円
その他の収入	393,085,077円
当期収入合計 ( A )	1,566,289,212円
前期繰越収支差額	68,186,931円
収入合計 ( B )	1,634,476,143円

(2) 支出

事業費	431,324,290円
管理費	232,538,975円
建物管理費	20,625,765円
特定預金等支出	896,188,789円
当期支出合計 ( C )	1,580,677,819円
当期収支差額 ( A ) ( C )	14,388,607円
次期繰越収支差額 ( B ) ( C )	53,798,324円

正

誤

平成18年 3 月24日付け島根県報第1,762号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
7	上から10	イ751 - 3、イ753 - 1、イ754 - 3、三瓶町 小屋原字先柳瀬1639 - 1、1640 - 1、1640 - 2、1640 - 6、1645、字柳瀬1641、	イ751 - 1・イ753 - 1・イ754 - 3・三瓶町 小屋原字先柳瀬1639 - 1・1640 - 1・1640 - 2・1640 - 6・1645・字柳瀬1641・
	上から19	、イ754 - 3、三瓶町小屋原字先柳瀬1639 - 1、1640 - 1、1640 - 2、1640 - 6、1645、 字柳瀬1641、	・イ754 - 3・三瓶町小屋原字先柳瀬1639 - 1・1640 - 1・1640 - 2・1640 - 6・1645・ 字柳瀬1641・

